

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		UBS SuMi TRUSTウェルズ・マネジメント株式会社		
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.ubs.com/global/ja/legal/country/japan/disclaimer-8.html		
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.ubs.com/global/ja/legal/country/japan/disclaimer-8.html		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	<p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルズ・マネジメント部門における取組み 顧客の最善の利益の追求【原則2】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 顧客の最善の利益の追求【原則2】
	(注)	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルズ・マネジメント部門における取組み 顧客の最善の利益の追求【原則2】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 顧客の最善の利益の追求【原則2】
原則3	<p>【利益相反の適切な管理】</p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み 利益相反の適切な管理【原則3】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 利益相反の適切な管理【原則3】
	(注)	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み 利益相反の適切な管理【原則3】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 利益相反の適切な管理【原則3】
原則4	<p>【手数料等の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルズ・マネジメント部門における取組み 手数料等の明確化【原則4】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 手数料等の明確化【原則4】
原則5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルズ・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】
	(注1)	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】
	(注2)	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルズ・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】
	(注3)	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルズ・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】
	(注4)	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルズ・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】
(注5)	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルズ・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組み方針に対する取組状況(ウェルズ・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	

原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】	本原則への取り組み方針に対する取組状況(ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】
	(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】	本原則への取り組み方針に対する取組状況(ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】
	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】	本原則への取り組み方針に対する取組状況(ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】	本原則への取り組み方針に対する取組状況(ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】	本原則への取り組み方針に対する取組状況(ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】	本原則への取り組み方針に対する取組状況(ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	ウェルス・マネジメント部門及びインベストメント・バンク部門に共通した取組み 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等【原則7】	本原則への取り組み方針に対する取組状況(ウェルス・マネジメント部門) 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等【原則7】
	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	ウェルス・マネジメント部門及びインベストメント・バンク部門に共通した取組み 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等【原則7】	本原則への取り組み方針に対する取組状況(ウェルス・マネジメント部門) 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等【原則7】
【照会先】					
部署			コンプライアンス部		
連絡先			OL-Customer-Complaint@ubs.com		